

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1～15 （省略）</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) <u>この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化（削除）その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>17.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p style="text-align: center;">教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1～15 （同左）</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) <u>（追加）</u>この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化<u>や法令等の変更</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項<u>（追加）</u>の変更は、<u>（追加）</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p>17.（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和元年10月1日現在）</u></p>